

DISCLOSURE 2025

財務諸表

貸借対照表	【資 1～11】
損益計算書	【資 12】
剰余金処分計算書	【資 12】
会計監査	【資 12】
監事監査報告書 謄本	【資 12】
代表者の確認	【資 12】

営業の状況

経営に関する指標	【資 13】
預金に関する指標	【資 14】
貸出金等に関する指標	【資 14～15】
有価証券等に関する指標	【資 16～17】

役職員の報酬体系の開示

役職員の報酬体系に関する事項	【資 18】
----------------	--------

パーゼルⅢ第3の柱の開示 自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項	【資 19】
定性的な開示事項	
1. 自己資本調達手段の概要	【資 20】
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	【資 20】
3. 信用リスクに関する事項	【資 20】
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要	【資 20】
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針および手続きの概要	【資 20】
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	【資 20】
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	【資 21】
8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要	【資 21】
9. 金利リスクに関する事項	【資 21】
定量的な開示事項	
1. 自己資本の充実度に関する事項	【資 22】
2. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)	【資 23】
3. 信用リスク削減手法に関する事項	【資 27】
4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	【資 27】
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	【資 27】
6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	【資 27】
7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	【資 27】
8. 金利リスクに関する事項	【資 27】

お客さま保護に向けた取組み

顧客保護等管理態勢	【資 28】
顧客保護等管理方針	【資 28】

当金庫のあゆみ	【資 31】
---------	--------

開示項目一覧	【資 32】
--------	--------

財務諸表 (令和7年3月31日現在)

貸借対照表

(単位:百万円)			(単位:百万円)		
科目	令和6年3月末	令和7年3月末	科目	令和6年3月末	令和7年3月末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,416	2,862	預金積金	396,843	392,084
預け金	101,217	111,361	当座預金	4,711	5,247
買入金銭債権	75	48	普通預金	121,671	123,223
有価証券	189,027	168,924	貯蓄預金	521	452
国債	32,786	21,952	通知預金	59	40
地方債	1,456	1,663	定期預金	261,335	253,855
社債	30,043	29,344	定期積金	7,352	7,226
株式	39	39	その他の預金	1,191	2,038
その他の証券	124,701	115,924	借入金	16,006	20,121
貸出金	144,139	148,444	借入金	16,006	15,121
割引手形	663	428	当座借越	-	5,000
手形貸付	7,333	6,756	その他負債	1,707	1,973
証書貸付	130,726	135,292	未決済為替借	90	43
当座貸越	5,416	5,966	未払費用	501	496
その他資産	3,018	3,094	給付補填備金	2	3
未決済為替貸	80	29	未払法人税等	610	923
信金中金出資金	1,770	1,770	前受収益	51	50
前払費用	-	4	払戻未済金	1	1
未収収益	1,060	1,117	払戻未済持分	0	0
その他の資産	106	172	職員預り金	191	186
有形固定資産	1,859	1,817	リース債務	194	144
建物	774	774	その他の負債	62	121
土地	728	728	賞与引当金	53	56
リース資産	178	131	退職給付引当金	347	331
建設仮勘定	29	-	役員退職慰労引当金	122	125
その他の有形固定資産	149	183	偶発損失引当金	10	27
無形固定資産	82	76	債務保証	410	120
ソフトウェア	45	35	負債の部合計	415,501	414,839
その他の無形固定資産	36	40	(純資産の部)		
前払年金費用	210	234	出資金	786	786
繰延税金資産	5,356	7,508	普通出資金	786	786
債務保証見返	410	120	利益剰余金	37,614	38,429
貸倒引当金	△ 3,670	△ 3,247	利益準備金	786	786
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,127)	(△ 3,135)	その他利益剰余金	36,828	37,643
			特別積立金	29,250	30,750
			(うち奉仕基金積立金)	(550)	(550)
			当期未処分剰余金	7,578	6,893
			会員勘定合計	38,400	39,215
			その他有価証券評価差額金	△ 9,758	△ 12,810
			評価・換算差額等合計	△ 9,758	△ 12,810
資産の部合計	444,143	441,245	純資産の部合計	28,642	26,405
			負債および純資産の部合計	444,143	441,245

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の表における金額についても同様です。

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行い、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。なお、組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。
また、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物	6 年	～	39 年
そ の 他	2 年	～	40 年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（および「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的視点も踏まえた過去の一定の期間の平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先および、貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要管理先」という。）のうち、当該債務者の債券の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）で、未保全額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の要管理先に係る債権については3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的視点も踏まえた過去の一定の期間の平均値に基づき損失率を求め、算定しております。また、要注意先および業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒

実績率の長期的な視点も踏まえた過去の一定の期間の平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての貸出金債権は、「自己査定基準」に基づき融資本部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。

8. 会員権等について、時価や実質価額の著しい下落が生じた場合は、発生の見込まれる損失に備えて預託保証金の回収不能見込額を引き当てております。

なお、本引当金は、上記 7. の貸倒引当金に加えて個別貸倒引当金として計上しております。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、次のとおりであります。

過去勤務費用 ……………発生した期の職員の平均残存期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を発生した期から損益処理しております。

数理計算上の差異…………… 各発生年度における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理しております。

11. 役員退職慰労引当金は、当金庫の定める「役員退職慰労金規程」に基づき、役員に対する支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,247百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、7. に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分における貸出先の将来の業績見通し」は各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

15. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権債務はありません。

16. 有形固定資産の減価償却累計額は、3,762百万円であります。

17. 有形固定資産の圧縮記帳額は、32百万円であります。

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,005百万円
危険債権額	5,130百万円
要管理債権額	679百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	679百万円
小計額	6,815百万円
正常債権額	141,968百万円
合計額	148,783百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

要管理債権とは、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、428百万円であります。

20. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 16,509百万円 預け金 29,300百万円 現金 0百万円

担保資産に対応する債務

預金 670百万円 借入金 20,121百万円

なお、担保に供している資産のうち期末時点で対応する債務の残高がないものは、預け金 19,300百万円、現金 0百万円であります。

21. 出資 1口当りの純資産額は、1,679円 75銭であります。

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金、預け金および有価証券です。

このうち、貸出金については、契約不履行によってもたらされる信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。また、預け金については、預け先の信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。さらに、有価証券は債券、投資信託および株式等があり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体等の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券については、為替の変動リスクにも晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客さまからの預金積金であり、金利の変動リスクおよび流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当金庫は、業務遂行に伴い発生する様々なリスクを認識し、リスクを統合的に管理する体制を構築することにより、経営の健全性の維持と安定収益の確保に努めております。

① 信用リスクの管理

当金庫は、与信管理諸規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、自己査定や信用格付の実施、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資本部にて行い、また、案件によっては経営陣による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、信用リスクの計量化および与信管理の状況については、経営企画部がチェックしております。

有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

ア. 金利リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理規程に則り金利の変動リスクを計量化し、管理しております。

当該規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を定め、リスク管理委員会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営企画部において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、統括部署へ報告しております。統括部署は、統合的リスクの観点から検証し、月次ベースでリスク管理委員会において協議しております。

イ. 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに為替リスクを計量化し管理しております。

ウ. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品については、リスク管理委員会の方針に基づき、市場リスク管理規程に従い管理を行っております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定、価格変動リスクの計量化および継続的なモニタリングによりリスクの軽減を図っております。

エ. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、市場リスク量を VaRにより月次で計測し(*)、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう努めております。

その算定にあたっては分散共分散法（保有期間 240日、信頼区間 99%、観測期間 1,200営業日）を採用し、令和 7年 3月 31日現在で市場リスク量（非線形リスク考慮後）は 27,005百万円であります。

また、「有価証券」については、モデルが算出する VaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しております。当事業年度において実施したバックテストの結果、VaRの超過が複数回確認されました。これは計測期間中に発生した国内金利の急激な上昇、及び米国が相互関税を課すことを表明したことによる世界経済の不確実性が市場を大きく変動させたことが要因です。VaRの計測は統計的手法を用いるため、市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できないという特性があり、当該事象はこの特性によるもので、モデルの信頼性に問題はないことを確認しております。なお、当金庫では VaRの特性を補完するためにストレステストを数本のシナリオで実施し、自己資本に与える影響を検証しております。

(*) 「有価証券」のうち外貨建 MMFおよび使用している計測モデルにおいて VaRの計算対象外となっている一部の外貨建債券については、外国為替相場が 20%下落したときの時価変動額をリスク量としております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理規程に従い、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる条件等によった場合、算定価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金および借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和 7年 3月 31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	111,361	112,839	1,478
有価証券	168,884	167,743	△1,141
満期保有目的の債券	18,045	16,904	△1,141
その他有価証券	150,838	150,838	-
貸出金	148,444		
貸倒引当金	△3,225		
差 引	145,219	140,921	△4,297
金融資産計	425,465	421,504	△3,961
預金積金	392,084	392,257	173
借入金	20,121	19,803	△317
金融負債計	412,205	412,061	△143

- (注) 1. 貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
 3. その他有価証券には、企業会計基準適用指針第 31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3年 6月 17日）第 24-3項及び第 24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

<金融商品の時価等の評価技法（算定方法）>

① 金融資産

ア. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利により将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

イ. 有価証券

債券は、日本証券業協会公表の「公社債店頭売買参考統計値」または取引証券会社から提示された価格、株式は、取引所の価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、24. から 27. に記載しております。

ウ. 貸出金

貸出金は、以下の(ア)～(ウ)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(ア) 延滞している債権等の将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額。

(イ) (ア)以外のうち、短期間で決済される割引手形、手形貸付、当座貸越については、貸出金勘定に計上している額。

(ウ) (ア)以外のうち、証書貸付（変動金利、固定金利）については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TONA、SWAP）等で割り引いた価額。

② 金融負債

ア. 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる適用金利により将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

イ. 借入金

借入金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TONA、SWAP）等で割り引いて現在価値を算定しております。

③ 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	39
信 金 中 金 出 資 金	1,770
合 計	1,809

(注) 非上場株式および信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第 19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- ④ 金銭債権、満期のある有価証券および預金積金等の期間ごとの償還予定額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
金融資産	預 け 金	475	16,940	1,000	80,900
	貸 出 金	19,184	37,917	24,370	59,921
	有 価 証 券	4,152	35,466	26,865	111,383
	満期保有目的の債券	1,518	4,664	2,944	8,996
	その他有価証券	2,634	30,801	23,920	102,386
金 融 資 産 計		23,811	90,323	52,235	252,204
金融負債	預 金 積 金	139,836	120,041	1	411
	借 用 金	5,675	14,445	-	-
	金 融 負 債 計	145,512	134,487	1	411

(注)「償還予定が見込めない」または「期間の定めのない」次のものは含めておりません。

1. 預け金のうち満期のない預け金 12,046百万円
2. 貸出金のうち当座貸越、延滞している債権および破綻先債権等 7,049 "
3. 有価証券のうち株式、投資信託等 14,048 "
4. 預金積金のうち要求払預金、満期経過定期性預金等 131,792 "

24. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	2,000	2,064	64
	そ の 他	3,001	3,033	31
	小 計	5,001	5,097	95
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	669	614	△55
	社 債	2,874	2,801	△72
	そ の 他	9,499	8,390	△1,109
	小 計	13,044	11,806	△1,237
合 計		18,045	16,904	△1,141

② その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	3,737	3,472	265
	国 債	1,845	1,805	39
	地 方 債	-	-	-
	社 債	1,892	1,666	225
	そ の 他	19,397	18,589	808
	小 計	23,135	22,062	1,073
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	43,677	51,802	△8,124
	国 債	20,107	26,823	△6,716
	地 方 債	993	1,048	△54
	社 債	22,576	23,929	△1,353
	そ の 他	84,025	94,941	△10,916
	小 計	127,703	146,743	△19,040
合 計		150,838	168,806	△17,967

(注) その他有価証券には、組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品が含まれており、一部の銘柄については評価差額を損益に計上しております。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	-	-	-
債 券	13,191	91	2
国 債	11,591	91	2
地 方 債	-	-	-
社 債	1,600	-	-
そ の 他	30,627	683	0
合 計	43,818	775	2

27. 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当金庫の定める「有価証券時価会計基準」に則り、当事業年度末における市場価格等に基づく時価が取得価額から50%以上下落している場合は一律減損処理し、取得価額から30%以上50%未満下落している場合は、過去一定期間の時価の状況および発行体の信用状況等から回復の可能性を判断し、減損処理することとしております。

当事業年度における減損処理額は、2,992百万円（すべて債券）であります。

28. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,730百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている当金庫内手続きに基づき定期的に顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 退職給付に関する事項は、次のとおりであります。

① 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として「退職一時金規程」および「長浜信用金庫企業年金規約」に基づく内部積立の退職一時金制度および規約型確定給付企業年金制度を設けております。

このほか、当金庫は退職金制度外で全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当該基金は複数事業主(信用金庫等)により設立された総合設立型厚生年金基金で、当金庫の拠出する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。(詳細 ⑤)

② 退職給付債務に関する事項 (令和 7 年 3 月 31日現在)		
ア. 退職給付債務	513	百万円
イ. 年金資産 (時価)	708	
ウ. 差引 (ア-イ)	△195	
エ. 未認識過去勤務債務	△69	
オ. 未認識数理計算上の差異	△222	
カ. 前払年金費用	234	
キ. 退職給付引当金 (ウ-エ-オ+カ)	331	百万円

③ 退職給付費用に関する事項 (自令和 6 年 4 月 1 日 至令和 7 年 3 月 31日)		
ア. 勤務費用	31	百万円
イ. 利息費用	7	
ウ. 期待運用収益	△3	
エ. 過去勤務費用	△8	
オ. 数理計算上の差異の費用処理額	△39	
カ. 厚生年金基金拠出額等	74	
キ. 退職給付費用合計 (ア+イ+ウ+エ+オ+カ)	61	百万円

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.08%
期待運用収益率	0.50%

⑤ 当金庫の加入する厚生年金基金制度は総合設立型であり、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

ア. 制度全体の積立状況に関する事項 (令和 6 年 3 月 31日現在)	
年金資産の額	1,832,300 百万円
年金財政計算上の数理債務の額 と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684
差 引	△21,384 百万円

イ. 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 (令和 6 年 3 月 31日現在)
0.1782%

ウ. 補足説明

上記アの差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 134,623百万円、および別途積立金 113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19年 0 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 33百万円(予定償却完了日:令和 17年 4 月 1 日)を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記イの割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

30. 税効果に関する事項は、次のとおりであります。

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

ア. 繰延税金資産

貸倒引当金	883	百万円
固定資産減価償却費	19	
未払事業税	65	
賞与引当金	15	
退職給付引当金	93	
役員退職慰労引当金	35	
金融派生商品費用	39	
その他有価証券評価差額	5,055	
その他	1,372	
繰延税金資産小計	7,581	百万円
評価性引当額	△6	
繰延税金資産合計	7,574	百万円

イ. 繰延税金負債

前払年金費用	66	百万円
繰延税金負債合計	66	百万円

ウ. 繰延税金資産の純額（ア－イ） 7,508 百万円

（追加情報）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.6%から、令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は 178 百万円増加し、その他有価証券評価差額金は 124 百万円増加し、法人税等調整額は 54 百万円減少しております。

損益計算書

(単位：千円)		
科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	7,811,806	7,368,626
資金運用収益	5,936,776	5,921,293
貸出金利息	1,982,349	2,170,098
預け金利息	519,372	1,318,310
有価証券利息配当金	3,404,354	2,402,273
その他の受入利息	30,699	30,609
役務取引等収益	224,156	220,256
受入為替手数料	63,830	63,713
その他の役務収益	160,326	156,542
その他業務収益	1,469,837	771,073
国債等債券売却益	1,284,779	742,550
金融派生商品収益	149,123	-
その他の業務収益	35,935	28,523
その他経常収益	181,034	456,002
貸倒引当金戻入益	152,567	422,989
株式等売却益	28,389	32,968
その他の経常収益	77	44
経常費用	5,322,096	6,276,751
資金調達費用	445,388	579,574
預金利息	412,918	532,392
給付補填備金繰入額	2,047	2,686
借入金利息	26,711	39,847
その他の支払利息	3,710	4,648
役務取引等費用	155,768	161,830
支払為替手数料	10,930	11,750
その他の業務費用	144,837	150,079
その他業務費用	2,514,667	3,295,630
国債等債券売却損	-	2,935
国債等債券償還損	-	246,409
国債等債券償却	2,508,190	2,992,875
金融派生商品費用	-	44,064
その他の業務費用	6,477	9,345
経費	2,200,494	2,219,541
人件費	1,317,744	1,309,142
物件費	811,059	831,767
税金	71,689	78,631
その他経常費用	5,778	20,174
貸倒引当金繰入額	-	-
株式等売却損	-	32
株式等償却	-	-
その他の経常費用	5,778	20,142
経常利益	2,489,710	1,091,874
特別利益	-	-
特別損失	1,400	1,210
固定資産処分損	1,400	1,210
税引前当期純利益	2,488,309	1,090,664
法人税、住民税および事業税	819,179	1,059,874
法人税等調整額	△ 137,680	△ 815,793
法人税等合計	681,498	244,080
当期純利益	1,806,811	846,583
繰越金(当期首残高)	5,771,996	6,047,404
当期末処分剰余金	7,578,807	6,893,987

【損益計算書の注記】-令和6年度-

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り当期純利益金額は、53円86銭であります。

剰余金処分計算書

(単位：千円)		
科目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	7,578,807	6,893,987
繰越金(当期首残高)	5,771,996	6,047,404
当期純利益	1,806,811	846,583
剰余金処分額	1,531,403	831,388
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	31,403	31,388
(出資配当率)	(年4%)	(年4%)
特別積立金	1,500,000	800,000
繰越金(当期末残高)	6,047,404	6,062,598

会計監査

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更して作成しております。

監事監査報告書 謄本

監査報告書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第102期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査室、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月15日

長浜信用金庫
常勤監事 安野 重幸 ㊟
監事 本庄 秀樹 ㊟
監事 松岡 久和 ㊟

(注) 監事 本庄 秀樹、監事 松岡 久和は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

代表者の確認

(謄本)

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査の適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月12日

長浜信用金庫
理事長 池野 弘和

営業の状況(令和7年3月31日現在)

経営に関する指標

1. 最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益 (百万円)	5,700	6,120	6,795	7,811	7,368
経常利益 (百万円)	2,602	2,901	2,820	2,489	1,091
当期純利益 (百万円)	1,888	2,099	2,035	1,806	846
出資総額 (百万円)	786	786	786	786	786
出資総口数 (千口)	15,720	15,720	15,720	15,720	15,720
純資産額 (百万円)	34,894	32,214	26,404	28,642	26,405
総資産額 (百万円)	402,995	424,894	427,582	444,143	441,125
預金積金残高 (百万円)	340,824	369,990	382,442	396,843	392,084
貸出金残高 (百万円)	134,963	137,766	140,732	144,139	148,444
有価証券残高 (百万円)	200,209	225,499	224,323	189,027	168,924
単体自己資本比率 (%)	17.44	17.10	18.63	20.14	19.90
出資に対する配当金 (出資1口当たり 単位:円)	2	2	2	2	2
役員数 (人)	11	12	12	12	12
うち常勤役員数 (人)	8	9	10	10	10
職員数 (人)	197	200	200	195	190
会員数 (人)	11,980	11,829	11,753	11,676	11,661

注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
 2. 単体自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 利益率

(単位: %)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.55	0.24
総資産当期純利益率	0.40	0.18

注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

3. 利鞘

(単位: %)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.34	1.31
資金調達原価率	0.64	0.67
総資金利鞘	0.70	0.64

5. 業務純益

(単位: 百万円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	2,341	688
実質業務純益	2,341	688
コア業務純益	3,565	3,188
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	3,543	3,884

注) 1. 業務純益=業務収益(業務費用-金銭の信託運用見合費用)業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費を含まないこととしています。
 また貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 業務粗利益

(単位: 百万円, %)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	5,491	5,341
資金運用収益	5,936	5,921
資金調達費用	445	579
役員取引等収支	68	58
役員取引等収益	224	220
役員取引等費用	155	161
その他の業務収支	△ 1,044	△ 2,524
その他業務収益	1,469	771
その他業務費用	2,514	3,295
業務粗利益	4,514	2,875
業務粗利益率	1.02	0.63

注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度-百万円、令和6年度-百万円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

6. 資金運用収支の内訳

(単位: 百万円, %)

	平均残高 (百万円)		利息 (百万円)		利回 (%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	442,376	449,909	5,936	5,921	1.34	1.31
うち 貸出金	141,798	146,028	1,982	2,170	1.39	1.48
うち 預け金	75,570	104,276	519	1,318	0.68	1.26
うち 有価証券	223,692	197,772	3,404	2,402	1.52	1.21
資金調達勘定	405,751	412,749	445	579	0.10	0.14
うち 預金積金	393,012	396,753	414	535	0.10	0.13
うち 借入金	12,455	15,642	26	39	0.21	0.25

注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和5年度343百万円、令和6年度294百万円)および金銭の信託の平均残高(令和5年度-百万円、令和6年度-百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度-百万円、令和6年度-百万円)および利息(令和5年度-百万円、令和6年度-百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

7. 受取・支払利息の増減

(単位: 百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 59	414	355	△ 46	30	△ 15
うち 貸出金	35	61	96	60	127	187
うち 預け金	62	340	403	248	550	798
うち 有価証券	△ 156	12	△ 144	△ 365	△ 636	△ 1,002
支払利息	17	43	60	12	121	134
うち 預金積金	15	40	55	3	116	120
うち 借入金	7	△ 3	4	7	5	13

注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

預金に関する指標

1. 預金積金および譲渡性預金平均残高

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	124,624	129,123
うち 有利息預金	112,531	118,187
定期性預金	267,751	266,917
うち 固定金利定期預金	260,356	259,841
うち 変動金利定期預金	14	13
その他	635	712
小計	393,012	396,753
譲渡性預金	-	-
合計	393,012	396,753

- 注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 3. 固定金利定期預金とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
 4. 変動金利定期預金とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

2. 定期預金残高

	令和6年3月末	令和7年3月末
定期預金	261,335	253,855
固定金利定期預金	261,321	253,843
変動金利定期預金	13	12

貸出金等に関する指標

1. 貸出金平均残高

	令和5年度	令和6年度
手形貸付	6,905	6,517
証書貸付	129,538	133,762
当座貸越	4,796	5,188
割引手形	558	560
合計	141,798	146,028

2. 貸出金残高

	令和6年3月末	令和7年3月末
貸出金	144,139	148,444
変動金利	55,319	56,879
固定金利	88,819	91,564

注) 固定金利選択型住宅ローン等は、変動金利に含めております。

3. 貸出金の担保別内訳

	令和6年3月末	令和7年3月末
当金庫預金積金	1,373	1,494
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	14,812	14,729
その他	-	-
小計	16,185	16,223
信用保証協会・信用保険	38,321	38,327
保証	20,204	18,142
信用	69,428	75,750
合計	144,139	148,444

4. 債務保証見返の担保別内訳

	令和6年3月末	令和7年3月末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	6	5
その他	-	-
小計	6	5
信用保証協会・信用保険	7	6
保証	372	107
信用	24	0
合計	410	120

5. 貸出金使途別残高

	令和6年3月末		令和7年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	45,729	31.73	46,797	31.53
運転資金	98,409	68.27	101,647	68.47
合計	144,139	100.00	148,444	100.00

6. 住宅ローンおよび消費者ローン残高

	令和6年3月末		令和7年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	25,867	86.74	25,725	86.60
消費者ローン	3,955	13.26	3,980	13.40
合計	29,822	100.00	29,705	100.00

7. 預貸率

	令和5年度	令和6年度
期末預貸率	36.32	37.86
期中平均預貸率	36.07	36.80

注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸出金等に関する指標

8. 貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	181	11,395	7.90	182	10,973	7.39
農業、林業	16	89	0.06	14	84	0.05
漁業	2	23	0.01	2	18	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	438	11,107	7.70	448	11,130	7.49
電気・ガス・熱供給・水道業	4	436	0.30	4	373	0.25
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	33	3,663	2.54	32	3,963	2.66
卸売業、小売業	268	6,445	4.47	267	6,368	4.28
金融業、保険業	8	41,071	28.49	8	45,071	30.36
不動産業	157	13,433	9.31	159	13,593	9.15
物品賃貸業	3	30	0.02	5	80	0.05
学術研究、専門・技術サービス業	43	470	0.32	46	486	0.32
宿泊業	9	698	0.48	7	671	0.45
飲食業	133	1,756	1.21	139	1,717	1.15
生活関連サービス業、娯楽業	134	2,901	2.01	140	3,193	2.15
教育、学習支援業	11	77	0.05	12	75	0.05
医療・福祉	53	1,926	1.33	58	1,781	1.19
その他のサービス	165	2,684	1.86	171	2,776	1.87
小計	1,658	98,209	68.13	1,694	102,359	68.95
地方公共団体	4	16,107	11.17	5	16,378	11.03
個人	5,057	29,822	20.68	5,092	29,705	20.01
合計	6,719	144,139	100.00	6,791	148,444	100.00

9. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	令和5年度	648	542	-	648	542
	令和6年度	542	111	-	542	111
個別貸倒引当金	令和5年度	3,170	20	3	67	3,119
	令和6年度	3,119	180	-	172	3,128
合計	令和5年度	3,818	563	3	715	3,662
	令和6年度	3,662	292	-	714	3,239

※その他の資産にかかる損失引当金(令和6年度期末残高7百万円)は含んでおりません。

10. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

11. 金融再生法開示債権および信用金庫法開示債権

金融再生法開示債権および信用金庫法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込み額(c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
			担保・保証等による回収見込み額(c)	貸倒引当金(d)			
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和5年度	1,124	1,124	463	660	100.00%	100.00%
	令和6年度	1,005	1,005	412	593	100.00%	100.00%
危険債権	令和5年度	4,967	4,811	2,352	2,458	96.84%	93.99%
	令和6年度	5,130	4,911	2,376	2,534	95.72%	92.04%
要管理債権	令和5年度	2,242	1,673	1,210	463	74.64%	44.86%
	令和6年度	679	612	559	53	90.17%	44.44%
	三月以上延滞債権	-	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	2,242	1,673	1,210	463	74.64%	44.86%
小計(A)	令和5年度	8,334	7,609	4,026	3,582	91.29%	83.14%
	令和6年度	6,815	6,529	3,348	3,181	95.80%	91.75%
正常債権(B)	令和5年度	136,493	-	-	-	-	-
	令和6年度	141,968	-	-	-	-	-
総与信残高(A)+(B)	令和5年度	144,828	-	-	-	-	-
	令和6年度	148,783	-	-	-	-	-

注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。

7. 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

有価証券等に関する指標

1. 商品有価証券平均残高

ディーリング業務を行っていないため、商品有価証券は保有していません。

2. 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和6年3月末								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	-	646	2,634	6,196	23,309	-	32,786
地方債	156	65	82	288	422	441	-	1,456
社債	1,234	542	2,632	558	1,295	21,910	1,868	30,043
株式	-	-	-	-	-	-	39	39
外国証券	-	7,676	7,625	8,475	7,115	50,459	-	81,352
その他の証券	40	11,263	14,188	3,059	2,352	794	11,650	43,348
合計	1,431	19,547	25,177	15,015	17,382	96,915	13,557	189,027

令和7年3月末								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	-	-	623	1,221	20,107	-	21,952
地方債	46	106	120	416	603	370	-	1,663
社債	252	1,427	2,116	605	2,174	21,694	1,072	29,344
株式	-	-	-	-	-	-	39	39
外国証券	3,307	9,497	8,155	6,359	5,803	46,062	1,805	80,990
その他の証券	546	8,398	5,299	6,237	2,247	-	12,204	34,933
合計	4,153	19,429	15,691	14,241	12,050	88,235	15,121	168,924

3. 有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	35,983	16.08	36,597	18.50
地方債	1,103	0.49	1,583	0.80
社債	33,135	14.81	30,754	15.55
株式	58	0.02	39	0.01
外国証券	98,326	43.95	88,276	44.63
その他の証券	55,085	24.62	40,520	20.48
合計	223,692	100.00	197,772	100.00

有価証券等に関する指標

4. 有価証券に関する取得価額、時価および評価損益

①売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	令和6年3月末			令和7年3月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	2,000	2,157	157	2,000	2,064	64
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,000	2,157	157	2,000	2,064	64
	その他	5,003	2,115	112	3,001	3,033	31
	小計	7,003	7,272	269	5,001	5,097	95
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	441	438	△ 2	3,544	3,416	△ 127
	地方債	441	438	△ 2	669	614	△ 55
	社債	-	-	-	2,874	2,801	△ 72
	その他	4,000	3,486	△ 513	9,499	8,390	△ 1,109
	小計	4,441	3,925	△ 516	13,044	11,806	△ 1,237
	合計	11,444	11,198	△ 246	18,045	16,904	△ 1,141

- 注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

③その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	令和6年3月末			令和7年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	17,772	17,025	747	3,737	3,472	265
	国債	11,360	10,688	671	1,845	1,805	39
	地方債	199	199	0	-	-	-
	社債	6,212	6,136	75	1,892	1,666	225
	その他	28,083	26,581	1,502	19,397	18,589	808
	小計	45,856	43,606	2,250	23,135	22,062	1,073
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	44,072	49,183	△ 5,110	43,677	51,802	△ 8,124
	国債	21,426	25,291	△ 3,865	20,107	26,823	△ 6,716
	地方債	815	833	△ 17	993	1,048	△ 54
	社債	21,830	23,058	△ 1,227	22,576	23,929	△ 1,353
	その他	87,615	98,294	△ 10,679	84,025	94,941	△ 10,916
	小計	131,687	147,477	△ 15,790	127,703	146,743	△ 19,040
	合計	177,543	191,083	△ 13,540	150,838	168,806	△ 17,967

- 注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

④子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

子会社・子法人等および関連法人等はありません。

⑤市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	39	39
信金中金出資金	1,770	1,770
合計	1809	1809

5. 金銭の信託に関する取得価額、時価および評価損益

運用目的、満期保有目的およびその他の金銭の信託はありません。

6. デリバティブ取引(信用金庫法施行規則第102条第1項)

デリバティブ取引(金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引等)はいずれも取扱っておりません。

7. 預証率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
期末預証率	47.63	43.08
期中平均預証率	56.91	49.84

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

役職員の報酬体系の開示

役職員の報酬体系に関する事項

1. 対象役員の報酬等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。また、対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されます。

(1) 報酬体系の概要

〈基本報酬および賞与〉

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

〈退職慰労金〉

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	189

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」162百万円、「退職慰労金」27百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等の報酬等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員および当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同額等」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

バーゼルⅢ第3の柱の開示 自己資本の充実の状況 (令和7年3月31日現在)

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,369	39,184
うち、出資金および資本剰余金の額	786	786
うち、利益剰余金の額	37,614	38,429
うち、外部流出予定額(△)	31	31
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	542	111
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	542	111
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,912	39,296
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	82	76
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	82	76
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	210	234
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	293	310
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	38,619	38,985
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	181,620	185,573
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,053	10,330
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	191,673	195,903
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	20.14%	19.90%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

コア資本に係る基礎項目は、出資金、利益剰余金のほか、一般貸倒引当金(算入できる限度が定められています。)などが該当します。そのうち、出資金は、地域のお客さまからお預かりしております普通出資金が該当します。また、利益剰余金は、利益準備金、特別積立金および当期末処分剰余金などが該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、経営計画の推進を通じた利益の積上げにより、自己資本比率は国内基準である4%の4倍を確保し、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、各エクスポートジャーは特定分野に集中することなく、リスク分散も図られていると評価しております。

当金庫では、「自己資本管理規程」に基づき自己資本と主要なリスクを対比し、自己資本充実度のモニタリングと評価を行うとともに、統合的なリスク管理を基に対象リスクのコントロールやリスク資本の配賦など、適切に対応するものとしております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化等により貸出等の資産の価値が減少もしくは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。信用リスクは、当金庫の健全性と収益性の双方に大きな影響を与えるリスクであるとの認識のもと、当金庫は、融資審査の能力の向上に努め不良債権の新規発生を防止し、財務内容が悪化したお取引先の経営改善支援を行うなど、資産の健全性を高めるため、信用リスク管理の厳正化に取り組んでおります。信用リスク管理の方法としては、与信判断や与信ポートフォリオ管理の基本方針である「クレジットポリシー」を定めるとともに、「信用リスク管理規程」を策定し、信用リスクのモニタリングと評価を行い、その結果を踏まえ信用リスクをコントロールすることにより、下記のとおり与信ポートフォリオ管理と個別与信管理の最適化に取り組んでおります。なお、一連の信用リスクの管理の状況については、経営陣で構成するリスク管理委員会に報告する態勢としております。

＜与信ポートフォリオの管理態勢＞

与信ポートフォリオ管理としては、信用格付の導入や厳格な自己査定の実施、さらには与信集中によるリスクの抑制のため、業種別や大口与信先の管理など、様々な角度から分析し検討するとともに、小口多数取引の推進によるリスク分散に努めております。

＜個別与信の管理態勢＞

個別与信の管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を明確に分離しており、相互に牽制が働く体制としております。個別与信の審査については、営業店における一次審査、融資本部による二次審査を行い、個別の大口案件は、融資審査会を開催し、応否の決定を行っております。また、業績不振となったお取引先に対しては、積極的に経営改善に向けた支援を行っております。

＜信用リスクの計量化について＞

信用リスクの計量化にあたっては、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備し、VaR計測モデルを用いて信用リスク量を計測するほか、予想デフォルト率の検証や必要に応じたストレステストを実施し、算出されたリスク量を信用リスク管理、統合的なリスク管理に活用しております。

＜貸倒引当金の計上基準＞

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。破綻先および実質破綻先については、担保および保証による回収可能見込額を控除した残額について全額を個別貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先については、担保および保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を個別貸倒引当金として計上しております。なお、破綻懸念先のうち未保全額が一定額以上の大口与信先については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、個別貸倒引当金として計上しております。要管理先、要注意先、正常先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出した額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、要管理先のうち未保全額が一定以上の大口与信先については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、一般貸倒引当金として計上しております。また、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、エクスポートジャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・レーティングス(Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)の軽減を目的に、お取引先によっては担保や保証による保全措置を講じております。

ただし、これらはあくまでも補完的な措置であり、与信に際しては、お取引先の状況、資金使途、返済能力等を総合的に判断することを「クレジットポリシー」に明記し、担保・保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。また、審査の結果、担保・保証が必要な場合には、お取引先への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等が、また、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫の定める「貸出事務取扱規程」や「不動産担保評価管理マニュアル」等により、適切な取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

また、お取引先が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を実施する場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や「融資管理債権回収マニュアル」等により、法的に有効である旨確認の上、適正な取扱いに努めております。

なお、パーセル皿が定める信用リスク削減手法として当金庫が取扱う担保・保証は、適格担保として自金庫預金積金が、保証として政府保証、民間保証等が該当します。また、当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針および手続きの概要

派生商品取引および長期決済期間取引については、取扱いしておりません。

6. 証券化エクスポートジャーに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

現在当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行っておりません。

また、投資家にあたるものについては、当金庫が定める「余資運用基準」等に基づき、有価証券運用の一部として捉え、リスクの認識については市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて資金運用会議、リスク管理委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポートジャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券時価会計基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポートジャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートジャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、エクスポートジャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・レーティングス(Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング(S&P)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「オペレーショナル・リスク管理規程」において、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク（法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク）を総称して「オペレーショナル・リスク」と定義しております。

リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用することとし、その態勢を整備しております。

当金庫は、オペレーショナル・リスク管理の重要性を認識し、オペレーショナル・リスク管理規程や各リスクの管理規程等に基づき、総合的な管理の状況に関する情報を的確に分析、評価し、その結果を踏まえ態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無およびその内容を検討し、リスク顕現化の未然防止と極小化に努めております。また、これらのリスクに関しては、リスク管理委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

＜事務リスク＞

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「事務リスク管理規程」に基づき、本部と営業店が一体となり厳正なリスク管理態勢の整備とその遵守を心掛けることは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

＜システムリスク＞

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備、さらにコンピュータの不正利用等により損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

＜その他オペレーショナル・リスク＞

・法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害（監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）等を被るリスクをいい、当金庫が定める「コンプライアンス（法令等遵守）規程」等に基づき、より高い倫理観の確立とコンプライアンス（法令等遵守）の実践に取り組んでおります。

・人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）により損失・損害等を被るリスクをいい、当金庫が定める「就業規則」に基づき、職員の尊重と労働条件の維持改善に努め、業務の円滑な遂行に取り組んでおります。

・有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により有形資産の毀損・損害等を被るリスクをいい、当金庫が定める「不動産管理規程」および「災害対策マニュアル」に基づき、災害による被害の極小化のために万全の対策を講じております。

・風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対するお客さま等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生する危険性をいい、当金庫が定める「風評リスク管理規程」に基づき、正確かつ時宜を得た情報提供と開示により、良好な評判を維持し、公共的な金融機関の使命遂行に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要

出資または株式等エクスポージャーにあたるものは、業界中央機関の信金中央金庫普通出資金の他、上場株式、非上場株式、一部の投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式および一部の投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、リスク管理委員会等に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用基準」等に基づいて、厳格な運用・管理を行っております。非上場株式および投資事業組合への出資金に関しては、地域社会発展・地域貢献の見地から保有する方針といたしております。また、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券時価会計基準」および「有価証券時価算定規程」ならびに日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な経理処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、保有する金融資産・負債の価値（現在価値）や金融資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、為替リスク・価格変動リスクとともにそのリスクを適正に把握のうえ市場リスクとして一体的に管理し、当金庫として取り得る許容範囲内に収めると同時に、リスクの管理と配分により適正な収益の確保を目指しています。

市場リスクの管理にあたっては、自己資本や収益目標、種別の保有限度を踏まえて策定した年度運用計画に基づき市場リスクリミットを、有価証券については損失限度を設定し、手前には警戒水準としてのアラームポイントを設定して管理しています。金融資産・負債全体に関するリスクリミット等の管理状況、市場リスクの状況は、リスク管理委員会において月次で報告しています。また、有価証券に関する状況については、毎日、直接役員に報告しています。

アラームポイントに抵触した場合には、ポジションやリスク等の削減の可否について、役員等で構成するリスク管理委員会に対応を協議するとともに、その結果につき重要な事項は理事会に付議・報告することとしています。

なお、金利スワップや金利先物取引などの金利ヘッジ手段は使用していません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIならびに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下に関する事項

1. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
2. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
3. 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
4. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
5. 複数の通貨の集計方法およびその前提	通貨別に算出した金利リスクの正の値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
6. スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
7. 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用していません。
8. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明	算定手法の前提に変動はありません。
9. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の Δ EVE計測値は、監督上の基準値（自己資本の額の20%）を超えていますが、自己資本の余裕額（規制上の最低水準を上回る額）を超えるものではありません。また、このリスクテイクは、安定した利息配当金等の獲得を通じて、持続可能な収益の確保に貢献しています。

(注) 1. Δ EVE(デルタ・イー・ビー・イー)とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. Δ NII(デルタ・エヌ・アイ・アイ)とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

② 信用金庫が自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、主として分散共分散法によるVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、下記算出基準に基づき、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

【VaRの算出基準】観測期間 5年(1,200日)、保有期間 1年(240日)、信頼区間 片側99%

なお、円貨債については、分散共分散法では測れない非線形リスクを別途計算し、VaRを補完しています。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	181,620	7,264	185,573	7,422
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	161,555	6,462	167,319	6,692
ソブリン向け	3,074	122	3,456	138
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,681	1,307	40,702	1,628
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			17,805	712
カバード・ボンド向け			-	-
法人等向け	77,844	3,113	40,219	1,608
中小企業等向け及び個人向け	9,644	385		
中堅中小企業等向け及び個人向け			5,223	208
トランザクター向け			242	9
抵当権付住宅ローン	3,920	156		
不動産取得等事業向け	10,786	431		
不動産関連向け			14,144	565
自己居住用不動産等向け			7,058	282
賃貸用不動産向け			3,203	128
事業用不動産関連向け			3,439	137
その他不動産関連向け			442	17
ADC向け			-	-
劣後債権及びその他資本性証券等			36,090	1,443
三月以上延滞等	49	1		
延滞等向け			3,175	127
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			99	3
取立未済手形	16	0	5	0
信用保証協会等による保証付	505	20	605	24
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			-	-
出資等	44	1		
株式等			44	1
上記以外	22,987	919	23,552	942
重要な出資のエクスポージャー			-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外に係るエクスポージャー	14,801	592	12,265	490
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,775	71	1,791	71
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,091	163	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	6,131	245
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			1,504	60
上記以外のエクスポージャー	2,318	92	1,859	74
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化				
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	19,029	761	16,988	679
ルック・スルー方式	19,029	761	16,988	679
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 未決済取引				
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったもの				
⑥ CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	1,035	41	1,265	50
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	10,053	402	10,330	413
BI			6,886	
BIC			826	
ハ. 単体リスクアセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	191,673	7,666	195,903	7,836

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことでです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

① 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜業種別・地区別および残存期間別＞ (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク・エクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	エクスポージャー区分		うち 貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		うち 有価証券			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	362,697	374,936	256,796	276,972	105,900	97,964	538	6,820
国外	81,311	80,212	5,921	5,922	75,390	74,289	-	-
地域別合計	444,009	455,149	262,718	282,895	181,291	172,253	538	6,820
製造業	46,989	43,337	11,544	11,296	35,445	32,040	31	384
農業、林業	104	103	104	103	-	-	-	4
漁業	23	18	23	18	-	-	-	12
鉱業、採石業、砂利採取業	1,003	1,003	-	-	1,003	1,003	-	-
建設業	12,424	12,890	12,124	12,181	300	708	37	2,431
電気・ガス・熱供給・水道業	7,798	7,933	463	398	7,334	7,535	-	-
情報通信業	6,803	7,497	1,082	1,057	5,720	6,439	-	-
運輸業、郵便業	4,680	5,356	4,680	5,066	-	289	-	237
卸売業、小売業	17,056	16,506	6,657	6,662	10,398	9,843	246	415
金融業、保険業	205,212	213,883	150,020	161,812	55,192	52,071	-	-
不動産業	17,475	17,905	13,863	13,993	3,612	3,912	181	1,977
物品賃貸業	30	82	30	82	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	640	658	640	658	-	-	-	-
宿泊業	710	683	710	683	-	-	-	643
飲食業	2,161	2,154	2,161	2,154	-	-	3	359
生活関連サービス業、娯楽業	3,165	3,486	3,165	3,486	-	-	10	39
教育、学習支援業	122	119	122	119	-	-	-	3
医療、福祉	2,098	1,973	2,098	1,973	-	-	-	-
その他のサービス業	5,746	5,975	3,000	3,227	2,745	2,748	-	101
国・地方公共団体等	76,810	75,760	17,272	20,099	59,538	55,661	-	-
個人	26,920	30,617	26,920	30,617	-	-	28	211
その他	6,029	7,201	6,029	7,201	-	-	-	-
業種別合計	444,009	455,149	262,718	282,895	181,291	172,253	538	6,820
1年以下	37,737	32,037	37,162	26,693	574	5,344	-	-
1年超 3年以下	20,706	23,504	6,545	6,831	14,161	16,672	-	-
3年超 5年以下	42,113	50,332	25,049	32,478	17,063	17,853	-	-
5年超 7年以下	39,975	25,526	22,982	13,920	16,993	11,605	-	-
7年超 10年以下	44,241	40,926	26,584	29,641	17,657	11,284	-	-
10年超	242,859	265,813	128,058	156,360	114,801	109,453	-	-
期間の定めのないもの	16,375	17,008	16,336	16,969	39	39	-	-
残存期間別合計	444,009	455,149	262,718	282,895	181,291	172,253	538	6,820

- (注) 1. エクスポージャーの残高は、個別貸倒引当金を控除前、オフ・バランス項目は与信相当掛目適用後の額です。
2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 業種別のうち「その他」には、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーを計上しています。
6. 地域別のうち国外は、外国証券によるものです。
7. 当金庫は、デリバティブ取引は取扱っておりません。
8. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
9. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	令和元年度 648	542	-	648	542
	令和2年度 542	111	-	542	111
個別貸倒引当金	令和元年度 3,170	20	3	67	3,119
	令和2年度 3,119	180	-	172	3,128
合計	令和元年度 3,818	563	3	715	3,662
	令和2年度 3,662	292	-	714	3,239

(注) 個別貸倒引当金には、その他の資産にかかる損失引当金(令和6年度期末残高7百万円)は含んでおりません。

③ 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		個別貸倒引当金				貸出金償却	
					当期減少額					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用(△)	その他(△)	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	21	23	1	46	-	0	1	23	69	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1,935	1,937	6	-	3	1	59	1,937	1,878	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	239	210	-	-	-	28	16	210	193	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	513	489	0	107	-	24	38	489	558	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	277	288	10	-	-	0	53	288	234	-
飲食業	122	121	-	17	-	1	1	121	137	-
生活関連サービス業、娯楽業	26	16	-	-	-	9	0	16	15	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス業	24	24	-	-	-	0	0	24	23	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	7	8	1	9	-	0	0	8	17	-
合計	3,170	3,119	20	180	3	-	67	3,119	3,128	-

(注) 国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

④ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	2,862	-	2,862	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	61,015	12,017	61,015	12,017	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	8,738	-	8,738	-	2,962	34%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	18,103	-	18,103	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,006	-	1,006	-	201	20%
国際開発銀行向け	1,643	-	1,643	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	118	-	118	-	11	10%
我が国の政府関係機関向け	3,091	-	3,091	-	281	9%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	174,784	-	174,784	-	40,702	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	62,059	-	62,059	-	17,805	29%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	63,847	3,386	61,464	340	40,219	65%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,753	41,532	10,705	757	5,223	46%
トランザクター向け	-	36,087	-	648	242	37%
不動産関連向け	33,736	8	33,339	8	14,144	42%
自己居住用不動産等向け	23,820	8	23,661	8	7,058	30%
賃貸用不動産向け	5,532	-	5,330	-	3,203	60%
事業用不動産関連向け	3,614	-	3,608	-	3,439	95%
その他不動産関連向け	768	-	738	-	442	60%
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	36,090	-	36,090	-	36,090	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,617	25	2,558	4	3,175	124%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	231	-	231	-	99	43%
取立未済手形	29	-	29	-	5	20%
信用保証協会等による保証付	14,712	278	6,028	27	605	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	44	-	44	-	44	100%
合計					143,766	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

⑤ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	令和6年度																
現金	2,862	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	73,033	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,211	-	-	1,004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,522	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	18,103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	1,006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,643	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,091	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向	-	-	-	118,334	-	55,949	-	-	-	-	-	-	-	500	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	9,130	-	52,428	-	-	-	-	-	-	-	500	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	10,994	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,332	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	648	-	-	-	-
トラザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	648	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	2,485	1,803	5,533	-	535	-	2,769	-	908	2,703	-	-	2,385	6
自己居住用不動産等向け	-	-	-	2,485	1,803	4,675	-	-	-	2,769	-	-	2,703	-	-	-	6
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	857	-	535	-	-	-	908	-	-	-	1,646	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	738	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	282	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	6,056	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	97,854	9,265	-	133,853	1,803	61,482	-	535	-	2,769	-	1,556	24,341	-	-	2,385	6

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130.0%	150.0%	250.0%	400.0%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,862
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73,033
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,738
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,103
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,006
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,643
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	118
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,091
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	174,784
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,059
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	13,317	-	12,096	-	-	10,083	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,824
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	10,679	-	-	-	-	135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,462
トラザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	648
不動産関連向け	9,836	316	-	-	1,400	-	-	1,077	1,583	-	-	2	-	-	-	-	33,347
自己居住用不動産等向け	9,212	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,670
賃貸用不動産向け	-	302	-	-	-	-	-	1,077	-	-	-	2	-	-	-	-	5,330
事業用不動産関連向け	624	-	-	-	1,400	-	-	-	1,583	-	-	-	-	-	-	-	3,608
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	738
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,090	-	-	-	36,090
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	729	-	-	-	-	1,551	-	-	-	-	2,562
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	231	-	-	-	-	-	-	-	-	-	231
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,056
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44
合計	9,836	24,313	-	12,096	1,400	-	11,224	1,077	1,583	-	-	37,644	-	-	-	-	435,031

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

⑥ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用	格付不適用
0 %	-	98,554
10 %	-	8,194
20 %	199,054	87
35 %	-	5,276
50 %	38,665	505
75 %	-	10,002
100 %	43,038	33,071
150 %	-	-
200 %	-	-
250 %	-	7,557
1,250 %	-	-
その他	-	-
合計	444,009	

- 注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相 当額の合計額(CCF・ 信用リスク削減効果適 用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	316,954	14,442	84.886%	320,330
40%~70%	30,994	34,113	10.000%	31,249
75%	20,579	5,251	11.000%	18,698
80%	-	-	-	-
85%	13,462	1,964	10.000%	12,096
90%~100%	13,115	1,473	11.000%	12,373
105%~130%	2,685	-	-	2,660
150%	37,635	2	10.000%	37,622
250%	-	-	-	-
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	435,427	57,247	29.009%	435,031

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,624	5,108	21,469	22,341

注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引は、取扱いしておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

【オリジネーターの場合】

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

【投資家の場合】

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額および時価、貸借対照表で認識されかつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

		時価のあるもの			時価のないもの
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	貸借対照表 計上額
上場株式等	令和5年度	5	5	△ 0	
	令和6年度	23	21	△ 2	
非上場株式	令和5年度	-	-	-	1,821
	令和6年度	-	-	-	1,821
合計	令和5年度	5	5	△ 0	1,821
	令和6年度	23	21	△ 2	1,821

注) 1. 時価のあるものの貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

② 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

③ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		株式等売却			償却
		売却額	売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	令和5年度	29	11	-	-
	令和6年度	-	-	-	-

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	42,371	36,158
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク									
項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△ EVE				△ NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	27,242		25,637		1,242		949	
2	下方パラレルシフト		0		0		918		1,246
3	ステイプ化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	27,242		25,637		1,242		1,246	
		ホ				ヘ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,985				38,619			

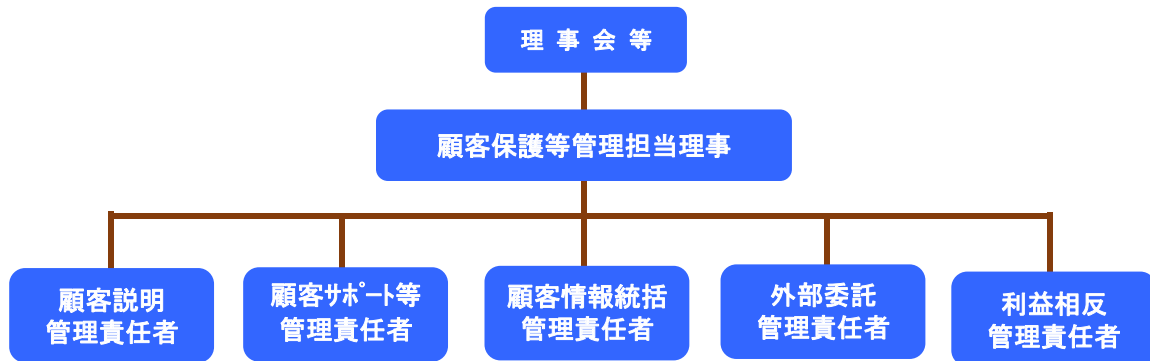
注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

お客さま保護に向けた取組み

顧客保護等管理態勢

地域金融機関として地域社会や地域のお客さまから信頼され、「お客さま満足度の高い」金融の実現を目指すうえにおいて、お客さま保護および利便性の向上が極めて重要であることを認識し、お客さまの視点から自らの業務を捉え、適正なお客さま保護等管理態勢を整備・確立するために「顧客保護等管理方針」を定め、これに取り組んでおります。



顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な地域金融機関としての活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験、ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情・要望等については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するに当たっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
5. 当金庫がお客さまと行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう努めてまいります。

※1 本方針において「お客さま」とは、「すでに当金庫をご利用いただいている、または過去にご利用いただいた方およびご利用を検討いただいている方」を意味します。

※2 お客さま保護の必要性のある業務とは、与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入れ、金融商品の販売・仲介・募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。

<お問い合わせ窓口>

顧客保護等管理方針に関するご意見・ご不明の点については下記までお申し出ください。

長浜信用金庫 お客さま相談室

電話番号 0120-549-274

受付時間 9:00~17:00(当金庫休業日を除きます。)

サイバー犯罪被害の拡大防止や未然防止について

当金庫は、近年増加しているインターネットバンキングへの不正アクセスや不正送金等のサイバー犯罪被害の拡大防止や未然防止等において、滋賀県警察とサイバー犯罪に対する共同対処協定を締結するなど警察との連携を強化し、サイバー犯罪に対処しています。また、ご利用のお客さまにインターネットバンキング専用セキュリティソフト「Rapport」のご提供(無料)や、ソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードによるログイン方式※を採用しております。

当金庫では、今後ともお客さまにインターネットバンキング等の各種サービスを安心してご利用いただけるよう、サイバー犯罪対策をはじめとするセキュリティの強化に取り組んでまいります。

※個人インターネットバンキングのみ

無料 インターネットバンキング専用
無料セキュリティソフト

Rapport のご案内

(レポート)

当金庫ではインターネットバンキングをより安心してご利用いただけるよう、セキュリティソフト「Rapport(レポート)」を無料でご提供しております。ダウンロードしてインストールしていただくことにより自動的に機能いたしますのでぜひご利用ください。

▲インターネットバンキング専用セキュリティソフト「Rapport」

振り込み詐欺等の被害防止ならびに被害者の方への資金返還手続きについて

平成 20 年 6 月 21 日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込み詐欺救済法)」が施行され、当金庫におきましても、この法律に基づき、預金保険機構と協力して、振り込み詐欺等の犯罪に利用された口座のうち、口座凍結等で資金が残っている口座の資金返還手続きを順次進めております。

また、滋賀県内 3 信用金庫(長浜信用金庫、滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫)では、平成 29 年 5 月 22 日より満 70 歳以上で、過去 1 年以上キャッシュカードにて ATM 振込をご利用されていないお客様を対象に、1 日あたりのお振込み限度額を 10 万円に引き下げています。

万一、振り込み詐欺被害に遭われた場合には、下記のダイヤルで資金返還手続等のご相談をお受け致します。

滋賀県警長浜警察署生活安全課の方々と連携し、本店で振り込み詐欺等撲滅のため、啓発活動を行いました。

振り込み詐欺救済法相談ダイヤル

お客さま相談室(営業統括部内)

☎ 0120-549-274

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

※祝日・12/31～1/3および休業日を除く



当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要(抜粋)

当金庫は、お客さまからの問い合わせ、相談、要望、苦情および紛争等(以下「苦情等」といいます。)を営業店またはお客さま相談室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または下記のお客さま相談室へお申し出ください。

長浜信用金庫 お客さま相談室	
住 所:長浜市元浜町3番3号	電話番号:0120-549-274
受付時間:9:00~17:00(当金庫営業日)	
受付方法:電話、手紙	
※上記の他、下記 FAX または eメールでも受付しています。	
FAX:0749-64-2288	

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客さま相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)	
1. 住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日時	月~金(祝日、12月31日から1月3日を除く) 9:00~17:00
4. 受付方法	電話、手紙、面談

5. 下記の弁護士が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客さま相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会仲裁センター等に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	滋賀弁護士会 和解あっせんセンター
住 所	〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目3番3号
電話番号	077-522-2013
受付日 時間	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付日 時間	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~16:00

名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付日 時間	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00

名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付日 時間	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

6. 東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)または(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さま相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.nagashin.co.jp>)をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
例えば、お客さまは、近隣の弁護士会仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

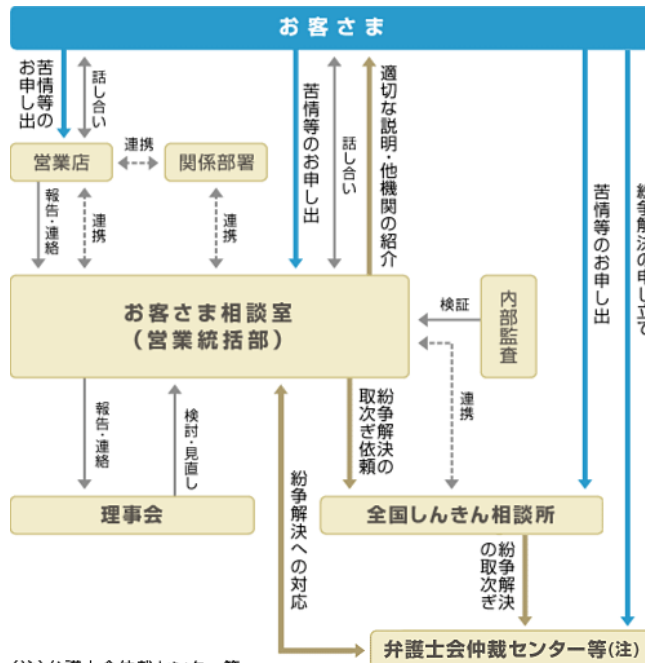
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
例えば、近隣の弁護士会仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1)~(9)省略

(10) 苦情等への取組体制



(注) 弁護士会仲裁センター等
 ・滋賀弁護士会 和解あっせんセンター
 ・東京弁護士会 紛争解決センター
 ・第一東京弁護士会 仲裁センター
 ・第二東京弁護士会 仲裁センター
 } 現地調停・移管調停
 (近隣の弁護士会仲裁センター等)

■個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)抜粋

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

■保険募集指針 抜粋

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記いずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取扱できません。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記①または②に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金(一時金形式)：1 保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円
 - 【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円
 - 【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容及び各種手続方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

■金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

■利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める規程等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」という。)し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行ってまいります。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象といたします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理いたします。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行ってまいります。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行ってまいります。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証いたします。

預金保険制度について

預金保険制度により、普通預金(総合口座を含む)、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金(財形預金を含む)、定期積金を合計して一人元本1,000万円までとその利息(定期積金の給付補てん金を含む)が保護されます。決済用普通預金と当座預金は全額保護されます。



預金保険機構のホームページには、預金保険制度に関するQ&Aなど、預金保険についてわかりやすく紹介されています。

<https://www.dic.go.jp>

当金庫のあゆみ (令和7年3月31日現在)

●大正

- 12年 8月 産業組合法により有限責任長浜信用組合として設立認可を受く
- 10月 長浜市大宮町7番14号
(当時長浜町錦64)にて
事業開始
- 14年 9月 産業組合法による
市街地信用組合に改組



錦町の店舗

●昭和

- 3年 5月 事務所を元浜町2番9号(当時西本町4)に移転
- 4年 10月 三ツ矢出張所開設
(昭和26年4月支店に昇格、
昭和43年11月現在地に
新築移転)
- 18年 8月 市街地信用組合法による信用組合に改組
- 25年 4月 中小企業等協同組合法による信用組合に改組
- 26年 10月 信用金庫法による信用金庫に改組、「長浜信用金庫」と改称
- 27年 8月 木之本支店開設 (昭和53年5月現在地に新築移転)
- 30年 8月 七条支店開設 (昭和55年10月現在地に新築移転)
- 31年 12月 本店を元浜町3番3号
(当時東本町9)に移転



本店(西本町)の職員(昭和15年)



新本店(旧 日本勧銀長浜支店)

- 34年 3月 米原支店開設 (昭和61年11月現在地に新築移転)
- 39年 3月 醒井出張所開設
(昭和47年9月支店に昇格、昭和54年12月現在地に新築移転)
- 45年 3月 預金量100億円を達成
本店ドームが目立つ当時の旧西本町界隈



- 47年 5月 本店新築のため、仮店舗(旧本店)へ移転
- 48年 5月 住宅金融公庫業務の取扱い開始
- 8月 預金量200億円を達成
- 11月 本店新築(現在地に復帰)



- 12月 日本銀行との当座取引開始
- 49年 11月 日本銀行歳入代理店業務の取扱い開始
- 50年 9月 預金量300億円を達成
- 53年 12月 南支店開設
- 54年 3月 預金量500億円を達成
- 11月 支店に最初のCD設置
- 56年 3月 最初の店外CD(市立長浜病院)開設
- 9月 神照支店開設
- 10月 店外ATM(長浜市役所)開設
- 57年 7月 金売買業務の取扱い開始
- 58年 5月 両替業務の取扱い開始
- 6月 国債等窓販業務の取扱い開始
- 12月 日本銀行国債代理店業務の取扱い開始
- 59年 2月 店外ATM(フタバヤ)開設
- 4月 高月支店開設
- 10月 宮司支店開設
- 60年 3月 市場金利連動型預金の取扱い開始
店外ATM(湖北総合病院)開設
- 7月 勘定系事務処理を全面的に「信金・大阪共同事務センター」へ移行
- 61年 6月 大口定期預金の取扱い開始
- 12月 預金量1,000億円を達成

- 63年 4月 店外ATM(長浜楽市)開設
- 5月 第三次オンラインシステム稼働開始



1,000億円必達総決起大会

●平成

- 2年 2月 アンサーバンキングサービスの取扱い開始
- 3年 1月 店外ATM(日本電気硝子高月工場)開設
- 3月 びわ支店開設
- 12月 預金量1,500億円を達成
- 4年 3月 やわた中山支店開設
- 11月 ハンディ端末機導入
- 5年 4月 浅井支店開設
- 7年 1月 店外ATM(ワボウ電子)開設
- 11月 店外ATM(余呉町役場前)開設
- 8年 5月 市立長浜病院出張所開設
- 10月 店外ATM(長浜キャンノ)開設
店外ATM(湖北町役場)開設
- 11月 店外ATM(アル・プラザ長浜)開設
- 9年 8月 店外ATM(山東町役場)開設
- 10年 3月 店外ATM(きたのキャンノ)開設
- 10月 近江支店開設
- 11年 7月 投資信託の取扱い開始(本店営業部)
- 12年 6月 預金量2,000億円を達成
- 10月 店外ATM(ジャスコ長浜店)開設
- 13年 4月 住宅ローン関連長期火災保険の取扱い開始
- 6月 店外ATM(長浜赤十字病院)開設
- 14年 10月 個人年金保険の取扱い開始
- 15年 2月 個人向け国債の募集開始
- 12月 法人インターネットバンキングサービスの取扱い開始
- 16年 10月 投資信託の取扱いを全店に拡充
- 12月 決済用普通預金の取扱い開始
- 17年 8月 インターネット24時間ローン仮審査申込受付サービス開始
- 18年 4月 セブン銀行とATM提携
- 12月 営業エリアを滋賀一円に拡張
- 20年 1月 ながしん経営塾開塾
- 3月 生体認証ICキャッシュカードの取扱い開始
- 21年 2月 しんきん携帯電子マネーチャージサービスの取扱い開始
ネット口座振替受付サービスの取扱い開始
- 24年 6月 預金量2,500億円を達成
- 25年 2月 電子債権記録サービスの取扱い開始
- 10月 創立90周年
- 26年 2月 ホームページリニューアル
スマートフォン専用ホームページ開設
- 12月 長浜市役所新庁舎店外ATMオープン
- 27年 2月 ATM入出金手数料無料化実施
- 28年 3月 「滋賀どこでもATMネット」の取扱い開始
- 5月 個人型確定拠出年金(iDeCo)の取扱い開始
- 8月 自動車事故費用共済の取扱い開始
- 29年 7月 金銭信託商品の取扱い開始
- 30年 6月 後見支援預金の取扱い開始
- 8月 預金量3,000億円を達成
- 31年 2月 信金キャピタル(株)との「M&A仲介業務に関する協定書」の締結



近江支店

●令和

- 元年 8月 「フリーローン【WEB完結型】」の取扱い開始
- 9月 LINE公式アカウント開設
- 2年 3月 「Hi-CO(ハイコ)通帳」取扱開始
- 10月 リバースモーゲージローン「おうちの暮らし」取扱開始
- 3年 3月 ながしんSDGs宣言
- 4月 「遺言信託・遺産整理業務」契約に伴う媒介開始
ローソン銀行とATM直接提携
- 4年 5月 民事信託取扱いに伴う顧客紹介業務開始
- 5年 3月 バンキングアプリサービス取扱開始
- 6年 7月 高月支店長浜市役所湖北出張所開設
- 11月 昼休みの導入(本店営業部ほか一部店舗を除く)

開示項目一覧 (令和7年3月31日現在)

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条(ディスクロージャー開示項目)および「金融再生法に基づく開示義務」に基づいて作成しています。

信用金庫法施行規則に定めるディスクロージャー開示項目(省令)

1. 金庫の概況および組織に関する事項	
① 事業の組織	16
② 理事および監事の氏名および役職名	16
③ 事務所の名称および所在地	17
2. 金庫の主要な事業の内容	16
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5~6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	【資13】
② 経常利益または経常損失	【資13】
③ 当期純利益または当期純損失	【資13】
④ 出資総額および出資総回数	【資13】
⑤ 純資産額	【資13】
⑥ 総資産額	【資13】
⑦ 預金積金残高	【資13】
⑧ 貸出金残高	【資13】
⑨ 有価証券残高	【資13】
⑩ 単体自己資本比率	【資13】
⑪ 出資に対する配当金	【資13】
⑫ 職員数	【資13】
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	【資13】
イ. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	【資13】
ウ. 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	【資13】
エ. 受取利息および支払利息の増減	【資13】
オ. 総資産経常利益率	【資13】
カ. 総資産当期純利益率	【資13】
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	【資14】
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	【資14】
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	【資14】
イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	【資14】
ウ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	【資14】
エ. 使途別の貸出金残高	【資14】
オ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	【資15】
カ. 預貸率の期末値および期中平均	【資14】
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	【資16】
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	【資16】
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	【資16】
エ. 預証率の期末値および期中平均値	【資17】
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
① リスク管理の体制	11
② 法令遵守の態勢	11
③ 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況	3~4, 7~8
④ 金融ADR制度への対応	【資29】
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	【資1~12】
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額および①から④までに掲げるものの合計額	
① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	【資15】
② 危険債権	【資15】
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	【資15】
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	【資15】
⑤ 正常債権	【資15】

(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項《自己資本の構成に関する開示事項》	【資19】
《定性的な開示事項》	
① 自己資本調達手段の概要	【資20】
② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	【資20】
③ 信用リスクに関する事項	
ア. リスク管理方針および手続きの概要	【資20】
イ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、 ・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 ・エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	【資20】
④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要	【資20】
⑤ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針および手続きの概要	【資20】
⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項	
ア. リスク管理方針および手続きの概要	【資20】
イ. 証券化エクスポージャーについて、 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	【資20】
ウ. 証券化取引に関する会計方針	【資20】
エ. 証券化エクスポージャーの種類ごとの リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	【資20】
⑦ オペレーショナル・リスクに関する事項	
ア. リスク管理の方針および手続きの概要	【資21】
イ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	【資21】
⑧ 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要	【資21】
⑨ 金利リスクに関する事項	
ア. リスク管理方針および手続きの概要	【資21】
イ. 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	【資21】
《定量的な開示事項》	
① 自己資本の充実度に関する事項	【資22】
② 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)	【資22】
③ 信用リスク削減手法に関する事項	【資27】
④ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	【資27】
⑤ 証券化エクスポージャーに関する事項	【資27】
⑥ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	【資27】
⑦ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	【資27】
⑧ 金利リスクに関する事項	【資27】
(4) 次に掲げるものに関する 取得価額または契約価額、時価および評価損益	
① 有価証券	【資17】
② 金銭の信託	【資17】
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	【資17】
(5) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	【資15】
(6) 貸出金償却の額	【資15】
(7) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	【資12】
6. 役職員の報酬体系に関する事項	
ア. 対象役員の報酬等	【資18】
イ. 対象職員等の報酬等	【資18】

金融再生法および信用金庫法に基づく債権の開示

金融再生法開示債権および信用金庫法開示債権	【資15】
-----------------------	-------

その他の開示項目

総代会制度	13~14
退職給付に関する事項	【資9~10】
代表者が直近の事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	【資12】